

九重町雨水貯留施設設置補助金交付要綱

平成31年3月27日

九重町告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時の非常用水の確保を行い、雨水の有効利用を促進するため、雨水貯留施設を設置する者に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(雨水貯留施設)

第2条 この要綱において、雨水貯留施設とは、雨水を貯留する雨水貯留槽（以下「雨水貯留タンク」という。）で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を持っていること。
- (2) 容量が100リットル以上のものであること。
- (3) 設置から5年以上使用できると認められること。
- (4) 雨水貯留用又はローリータンクとして市販されている未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において雨水貯留施設の設置を行う者で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に店舗、事業所等を置く団体（国、地方公共団体その他これらに準ずる団体を除く。以下同じ。）であること。
- (2) 町内に住所を有する個人にあつては自らの住居等として使用している建築物に、町内に店舗、事業所等を置く団体にあつては店舗、事業所等として使用している建築物に、雨水貯留施設を設置すること。
- (3) 過去5年間において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（個人にあつては、同一の世帯に属する者を含む。）。
- (4) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がないこと（個人にあつては、同一の世帯に属する者を含む。）。
- (5) 当該雨水貯留施設の設置について、国、県、町その他の団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯

留施設の設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 雨水貯留施設（附属品を含む。）の購入に要する経費
- (2) 雨水の集排水のための機材、配管等の購入に要する経費
- (3) 架台又は台座の部材の購入に要する経費
- (4) 雨水貯留施設の設置に係る工事に要する経費（補助対象者又は当該補助対象者と同一の世帯に属する者が自ら工事を行う場合を除く。）
- (5) その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

（計画の提出）

第6条 雨水貯留タンクを設置し、補助金の交付を受けようとする者（以下「タンク設置申請者」という。）は、雨水貯留施設設置に関する計画書（様式第1号）を作成し町長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 タンク設置申請者は、当該雨水貯留タンクを購入した日から起算して1年以内、かつ、当該雨水貯留タンクを設置した日の属する年度の3月31日までに九重町雨水貯留施設設置補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事費の内訳書
- (3) 雨水貯留タンクの設置後の写真
- (4) 雨水貯留タンクを設置した建築物の所有者でない場合にあつては、当該建築物の所有者の承諾書
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 町税等納付状況調書（様式第7号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適否を決定し、九重町雨水貯留施設設置補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）又は九重町雨水貯留施設設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、

タンク設置申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、九重町雨水貯留施設設置補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(維持管理)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設について適正な維持管理をしなければならない。

2 町長は、前項に規定する維持管理が適正に行われていないと認めるときは、必要に応じ、雨水貯留施設の状況調査を行い、補助事業者に対し助言又は勧告を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日九重町告示第24号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。